

議案第六十九号

港区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 港区職員の育児休業等に関する条例（平成四年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「いずれかに該当する非常勤職員以外の」を「いずれにも該当しない」に改め、同号イ(1)中「という。」（「の下に「当該子の出生の日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から六月を経過する日、」を加え、「一、二歳」を「当該子が二歳」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(1) その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第二条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期

間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(1)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合にあって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条第三号ハを削る。

第二条の三第三号イ及びロ以外の部分を次のように改める。

一歳から一歳六箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第三条第七号に掲げる事情に該当するときはロ及びハに掲げる場合に該当する場合、区規則で定める特別の事情がある場合にあってはハに掲げる場合に該当する場合） 当該子の一歳六箇月到達日

第二条の三第三号ロを同号ハとし、同号イ中「（当該非常勤職員が）」の下に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の下に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場

合に該当して」を加え、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第二条の三第三号に次のように加える。

二 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の四各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六箇月から二歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子につ

いてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第七号に掲げる事情に該当するときは第二号及び第三号に掲げる場合に該当する場合、区規則で定める特別の事情がある場合にあっては第三号に掲げる場合に該当する場合」とする。

第二条の四中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 当該非常勤職員が当該子の一歳六箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第二条の四に次の一号を加える。

四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の五を削る。

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第八号中「その」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続きいて特定職に」に改め、「伴い、当該」の下に「育児休業に係る子について、当該更新前の」を加え、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第七号とする。

第三条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第三条の二 育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

第二条 港区職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 港区職員の定年等に関する条例第九条の規定により同条第一項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第七条第二号中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第二条第三号に掲げる職員

第十四条第二号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 付則第三項及び第四項の規定 公布の日

二 第二条の規定 令和五年四月一日

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、第一条の規定による改正前の港区職員の育児休業等に関する条例第三条第五号の書面により任命権者に申し出た職員に対する同号の規定の適用については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

3 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第三十五号）による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしたことがある職員からの育児休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

4 第一条の規定による改正後の港区職員の育児休業等に関する条例第二条第三号に掲げる非常勤職員からの育児休業の承認の請求及び第一条の規定による改正後の同条例第二条の第三号、第二条の四又は第三条第七号の規定に新たに該当することとなる者からの育児休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（説明）

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第三十五号）による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしたことがある職員からの育児休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第三十五号）の施行による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百号）の一部改正を踏まえ非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するほか、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部改正に伴い規定を整備するため、本案を提出いたします。